

## 工事完了報告書の提出について

低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物は、工事が完了した際に、工事完了報告書を提出してください。（正1部提出）

- 計画に従って建築物の建築工事が完了したことを建築士が確認した場合  
工事完了報告書（第5号様式）  
＜添付書類＞
  - ・ 建築士法第20条第3項の規定による工事監理報告書の写し（※）
  - ・ 建築基準法の規定による検査済証の写し（建築確認が必要なものに限る）
  
- 上記以外の場合  
工事完了報告書（第6号様式）  
＜添付書類＞
  - ・ 工事施工者が発注者あてに提出する工事完了報告書の写し（※）
  - ・ 建築基準法の規定による検査済証の写し（建築確認が必要なものに限る）

※①躯体の外皮性能、②一次エネルギー消費量、③その他の措置に関する建築材料・設備機器について、設計図書のとおり材料の使用または施工が実施されたことを確認し、確認方法や確認した年月日を記載してください。

様式は区ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/505000/d016521.html>